

## 「不適切な行為」ってパワハラじゃないの？

みなさんの学校では2020年6月に出された『パワーハラスメントの防止等に関する要綱』が職員全員に配られていますか。私たちは県教委との交渉で、毎年この要綱を職員に配付することを要求し続けています。もしパワハラ等を受けているかもしれないと思ったときには、この文書が役に立ちます。いつ、どこに相談してどのようにその案件が取り扱われていくのかということがそこに書かれているからです。

今年度の県教委交渉では、要綱の中にある『苦情相談のフロー図』を利用して相談者の調査を推し進めてほしいと要求しました。調査によりパワハラと判定された場合は、非違行為報告書が県の教育委員会にあげられることとなります。

私たちはこれまでパワハラに関する相談をいくつも聞いてきました。そのたびに、各地の市町教育委員会は「パワハラではない」という判定を下しています。暴言や嫌がらせなどどう見てもパワハラである行為を「不適切な行為」と判定し、加害者に改めるよう「指導」して終わりということがほとんどでした。交渉の場で「不適切な行為」という判定はあり得るのかと質したところ、県教委は当初「パワハラではないが不適切な行為という場合はあり得る」という見解を示しました。しかし、パワハラ防止要綱には「パワハラではないが不適切な行為」という規定は存在しないことを指摘すると、県教委は回答を修正し、「パワハラ防止要綱に『不適切な行為』という文言はなく、要綱に定められた基準に沿ってパワハラであるか否かが判定される。」と回答しました。

パワハラは非違行為であり、判定は防止要綱に沿って、被害者の側に立って行われるのが当然です。防止要綱に無い「不適切な行為」などという判定は認められません。 【幹事：天野】

◀ [2020年6月愛知県パワハラ防止要綱] ※QRコードを読み取って確認して下さい。



## # 内部留保を働く人に下請に

トヨタをはじめとした大企業に社会的責任をとらせ、働く人・中小企業にお金が回るようにと、愛労連が中心になって行われるのが「トヨタ総行動」。2月5日のトヨタ関連企業への要請行動から始まった今年、10日は豊橋・田原での宣伝行動、そして12日トヨタ本社前、刈谷駅での宣伝行動に続く、名古屋駅前西柳公園での集会とデモ。Xでも拡散され、全国の人に訴えました。愛教労から8人参加。 【幹事：住田】



事務所住所：〒460-0011 名古屋市中区大須4-10-26

大須土方ドリームマンション 801

TEL：052-242-4474

FAX：052-242-2938

Mail：aichi@aikyourou.jp

URL：http://www.aikyourou.jp/

HPはこちら



戦争反対！

議力反対！

# NO WAR

# STOP GENOCIDE